割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年５月16日　　関東経済産業局長　鍛治　克彦

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年７月15日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年７月15日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社葵式典	東京都葛飾区四つ木１丁目33番５号	平成28年３月28日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0444

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月16日
九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年４月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　岩尾磁器工業株式会社　岩尾　慶一　佐賀県西松浦郡有田町外尾町丙1436―２　国土交通大臣許可（特―24）第1416号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年12月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月16日
九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年４月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社清和技工　谷口　武實　福岡県田川市大字川宮６―１　国土交通大臣許可（般―24）第22424号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年１月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月16日
九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年４月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西日本菱重興産株式会社　森岡　公隆　長崎県長崎市飽の浦町５―３　国土交通大臣許可（般特―26）第14595号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年１月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月16日
九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年４月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フジ特殊　藤木　藤香　福岡県福岡市東区多々良２―33―14　国土交通大臣許可（般―22）第23915号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、鋼構造物工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年１月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月16日
九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年４月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社竹下工務店　竹下　洋司　鹿児島県鹿児島市西佐多町845―１　国土交通大臣許可（般特―23）第19328号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年２月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月16日
九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成28年４月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大和組　大和　義宗　福岡県福岡市博多区千代１―13―９　国土交通大臣許可（般特―23）第13879号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年２月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。